

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

＜令和 7 年 6 月 修正案＞

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 総 則				
		第 2 節 計画の性格等 第 1 計画の性格 1～6 (略) 7 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れ <u>た防災体制を確立するよう努めるものとする。</u>	第 2 節 計画の性格等 第 1 計画の性格 1～6 (略) 7 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れ <u>るとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識し、絶えず改善を図っていくこととする。</u>	愛知県地域防災計画の修正に伴う修正
		第 3 節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 1～第 7 (略) 第 8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略) [公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)] 1 (略) 2 市立大学医学部附属病院 <u>(追加)</u> にてその可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施	第 3 節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 1～第 7 (略) 第 8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略) [公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)] 1 (略) 2 市立大学医学部附属病院 <u>群</u> にてその可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施	表記の整理
第 2 章 災害予防計画				
		第1節 都市の防災構造強化 第 1 都市計画 1 (略) 2 開発行為の規制 (略)	第 1 節 都市の防災構造強化 第 1 都市計画 1 (略) 2 開発行為の規制 (略)	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成 13 年度に制定し、指導を実施している。</u> 第 2～第 4 (略) 第 5 市街地の開発・整備 (略) 現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区及びささしまライブ 24 地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、<u>下志段味地区</u>及び茶屋新田地区等で土地区画整理事業を実施している。 第 6～第 7 (略) 第 8 宅地造成等の規制 <u>東部丘陵地域における宅地の造成については、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)により宅地造成工事規制区域を設け、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、一定の行為に対し必要な規制を行い、防災措置を講ずるよう指導・監督を実施していくものとする。</u> <u>また、被災した宅地の応急措置及び応急復旧に際して</u>	<u>(削除)</u> 第 2～第 4 (略) 第 5 市街地の開発・整備 (略) 現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区及びささしまライブ 24 地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区 <u>(削除)</u>及び茶屋新田地区等で土地区画整理事業を実施している。 第 6～第 7 (略) 第 8 宅地造成等の規制 <u>これまで宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき、東部丘陵地の一部地域に対し、宅地造成工事規制区域を指定し、宅地の造成に必要な規制を講じてきたところである。</u> <u>今般、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)による「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行に伴い、令和 7 年 5 月 19 日に名古屋市全域を宅地造成等工事規制区域(以下「規制区域」という。)に指定し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制を行うとともに、防災措置の指導・監督を引き続き実施する。</u> <u>(削除)</u>	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による修正 時点修正 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>の技術的相談、指導等を行う。</u> 1 許可<u>工事</u> <u>宅地造成工事規制区域内</u>において行う、一定規模以上の宅地造成工事 <u>(追加)</u> は、<u>(追加)</u> 市長の許可を要する。 2 <u>協議工事</u> <u>国又は地方公共団体が工事を行う場合、協議の成立をもって許可があったものとみなされるが、協議成立後の規制については、許可工事と同様とする。</u> 3 <u>既成宅地に対する規制</u> <u>宅地造成工事規制区域内の既成宅地についても、宅地の所有者、管理者又は占有者に保全義務を課すとともに、これらの宅地について宅地造成にともなう災害防止上必要な措置をとることを勧告し、又はその設置、改造及び地形の改良のための工事を行うよう改善命令を発し、造成地の保全を図る。</u> 4 <u>巡視及び検査</u> <u>規制区域内の巡視を常に行い、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。</u> <u>(追加)</u>	1 許可 <u>(削除)</u> <u>(削除) 規制区域 (削除) において行う、一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。)</u>は、<u>技術的基準に従い、災害を防止するため必要な措置が講ぜられる必要があり、</u>市長の許可を要する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 2 <u>検査</u> <u>規制区域では、無許可の造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間・完了検査等を</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 5 <u>(追加)</u> 危険度判定 大規模風水害又は大地震によ<u>り</u>被災した宅地の崩壊による<u>二</u>次災害を<u>(追加)</u>防止するために、愛	<u>実施し、技術的基準に適合していることを確認する。</u> 3 <u>土地の保全等</u> 市長は、規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。 4 <u>改善命令</u> 市長は、規制区域内の土地で、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のために必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。 5 <u>被災宅地</u>危険度判定 大規模風水害又は大地震等による<u>災害発生時に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災した</u>	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		知県等関係機関と連絡調整を図り、必要<u>な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等</u>を行う。 第9～第10（略） 第11 建築物の耐震不燃化 1～3（略） 4 がけ崩れ等による建築物の被災防止 (1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、<u>がけ等急斜面の多い東部丘陵地域</u>を宅地造成<u>（追加）</u>等規制法により「宅地造成<u>（追加）</u>工事規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行<u>い</u>、宅地の安全<u>化を図ってきたが、今後この制度を活用し</u>、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。 (2) （略） <u>（追加）</u>	宅地の崩壊による<u>2次災害を軽減</u>、防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要<u>（削除）に応じて被災宅地危険度判定業務</u>を行う。 第9～第10（略） 第11 建築物の耐震不燃化 1～3（略） 4 がけ崩れ等による建築物の被災防止 (1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている技術基準に基づき指導を行っている。また、<u>名古屋市全域</u>を宅地造成<u>及び特定盛土</u>等規制法により「宅地造成<u>等</u>工事規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行<u>うことで</u>、宅地の安全<u>性の確保を図り</u>、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。 (2) （略） <u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査として、既存盛土等に関する調査を実施している。</u>	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による修正
		第2節 公共設備の整備（風水害） （略） （資料） ・名古屋港耐震<u>（追加）</u>岸壁<u>一</u>図（附属資料編 計画資料図1）	第2節 公共設備の整備（風水害） （略） （資料） ・名古屋港耐震<u>強化</u>岸壁<u>位置</u>図（附属資料編 計画資料図1）	表記の整理
		第3節 公共設備の整備（浸水対策）	第3節 公共設備の整備（浸水対策）	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第1～第4（略） 第5 港湾 1（略） 2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）（略） 現在、築地・ガーデンふ頭地区、大手ふ頭西地区、<u>（追加）</u>、大江ふ頭地区、大江川地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。 第6～第7（略） （資料） ・名古屋港耐震<u>（追加）</u>岸壁位置図（附属資料編 計画資料図1）	第1～第4（略） 第5 港湾 1（略） 2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）（略） 現在、築地・ガーデンふ頭地区、大手ふ頭西地区、<u>中川口地区</u>、大江ふ頭地区、大江川地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。 第6～第7（略） （資料） ・名古屋港耐震<u>強化</u>岸壁位置図（附属資料編 計画資料図1）	時点修正 表記の整理
		第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等 1～2（略） 3 応急給水施設等の整備 (1) 応急給水拠点の整備 <u>（追加）</u> ア～エ（略） オ 給水区域内のすべての<u>公立</u>小中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための応急給水施設として、地下式給水栓を整備している。 (2) 応急給水<u>資機材及び災害用機材倉庫等の整備</u> <u>ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備している。</u>	第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等 1～2（略） 3 応急給水施設等の整備 (1) 応急給水拠点の整備<u>について、次の整備を進めている。</u> ア～エ（略） オ 給水区域内のすべての<u>市立</u>小中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための応急給水施設として、地下式給水栓を整備している。 (2) 応急給水<u>及び応急復旧に必要な資機材を整備している。</u> <u>（削除）</u>	表記の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫を整備している。</u> 第2 下水道施設 下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、地震や風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ所及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努めるものとする。 1 計画目標 <u>処理施設、排水施設、管路施設等の主要なものについてハード面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築等のソフト対策を図るものとする。</u> 2 水処理センター、ポンプ所施設の整備 (1) 水処理センター、ポンプ所<u>の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、主要施設で耐震補強を必要とする施設については、耐震強化を図る。</u> (2) (略) (3) 水処理センター、ポンプ所<u>の一部に浸水があっても雨水排水機能が停止しないように、雨水排水機能を保持するために必要な機器類は耐水レベル以上に設置、あるいは耐水レベル以上の壁等を設置するものとする。</u>	<u>(削除)</u> 第2 下水道施設 下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、地震や風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ所及び管路<u>(削除)</u>について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努めるものとする。 1 計画目標 <u>水処理センター、ポンプ所、管路(削除)等の主要なものについてハード面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築等のソフト対策を図るものとする。</u> 2 水処理センター、ポンプ所施設の整備 (1) 水処理センター、ポンプ所<u>において、大規模地震時に処理及び排水機能を確保するため、大規模地震に耐えられる構造とし、必要に応じて耐震補強による耐震化を図る。</u> (2) (略) (3) 水処理センター、ポンプ所<u>において、河川の氾濫等による浸水発生時においても処理及び排水機能を確保するため、設備の高所化や防水扉の設置など、耐水化を図る。</u>	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(4) (略) (5) 災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前に雨水排水機能の確保のために総合<u>試運転</u>を実施する。 3 管路施設の整備 (1)～(7) (略) (8) <u>設計積算システム等の各種システムや</u>、設備の自動運転等が機能障害を生じたときに備えて、手動で処理できるようマニュアルの整備や能力の維持に努める。 <u>(9) 下水道台帳システムの分散配置を図る。</u> 第3～第4 (略) 第5 電力施設（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A） 1 設備別対策 (1)～(3) (略) (4) 配電設備 ア 雷害対策 配電線は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されており、雷害対策として耐雷ホーンの取り付け、碍子類の絶縁強度の格上げなどの完了とともに、避雷器<u>や架空地線</u>の設置、耐雷 P C の取り付けなどを実施しているほか、中部電力パワーグリッド株式会社独自の三国山気象レーダーを活用した「気象情報システム」により、刻々変化する雷の発生位置、強度及び方向を監視し、	(4) (略) (5) 災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前に雨水排水機能の確保のために総合<u>的な点検</u>を実施する。 3 管路施設の整備 (1)～(7) (略) (8) <u>(削除)</u> 設備の自動運転等が機能障害を生じたときに備えて、手動で処理できるようマニュアルの整備や能力の維持に努める。 <u>(削除)</u> 第3～第4 (略) 第5 電力施設（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A） 1 設備別対策 (1)～(3) (略) (4) 配電設備 ア 雷害対策 配電線は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されており、雷害対策として耐雷ホーンの取り付け、碍子類の絶縁強度の格上げなどの完了とともに、避雷器<u>(削除)</u>の設置、耐雷 P C の取り付けなどを実施しているほか、中部電力パワーグリッド株式会社独自の三国山気象レーダーを活用した「気象情報システム」により、刻々変化する雷の発生位置、強度及び方向を監視し、	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																					
		雷撃時の停電範囲の縮小や停電故障が発生した場合には、迅速復旧に対応できるような体制をとっている。	雷撃時の停電範囲の縮小や停電故障が発生した場合には、迅速復旧に対応できるような体制をとっている。																																																																						
		第 6 節 防災拠点の整備 第 1 防災拠点の役割及び体系 1 防災拠点の役割 <table><tr><th>防 災 拠 点</th><th>拠点施設</th><th>役割等</th><th>備考</th></tr><tr><td>防災活動中核拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">地域防災活動拠点</td><td>区役所(支所)</td><td>区本部を設置する。</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防署</td><td>消火・救急・救助活動</td><td>消防署（出張所） <u>特別消防隊</u> 消防学校</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>水道営業所（追加）</u> 管路センター</td><td>応急給水・復旧活動</td><td></td></tr><tr><td>災害拠点病院</td><td>災害拠点病院（県指定）</td><td>市立大学医学部附属 東部医療センター （略）</td></tr><tr><td rowspan="2">災害医療活動拠点</td><td>災害拠点精神科病院</td><td>災害拠点精神科病院（県指定）</td><td>愛知県精神医療センター</td></tr><tr><td>災害協力病院</td><td>医療救護所からの患者受入等</td><td>東海病院 （略）</td></tr></table>	防 災 拠 点	拠点施設	役割等	備考	防災活動中核拠点	(略)	(略)	(略)	地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。		(略)	(略)	(略)	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） <u>特別消防隊</u> 消防学校	(略)	(略)	(略)	<u>水道営業所（追加）</u> 管路センター	応急給水・復旧活動		災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立大学医学部附属 東部医療センター （略）	災害医療活動拠点	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院（県指定）	愛知県精神医療センター	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	東海病院 （略）	第 6 節 防災拠点の整備 第 1 防災拠点の役割及び体系 1 防災拠点の役割 <table><tr><th>防 災 拠 点</th><th>拠点施設</th><th>役割等</th><th>備考</th></tr><tr><td>防災活動中核拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">地域防災活動拠点</td><td>区役所(支所)</td><td>区本部を設置する。</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防署</td><td>消火・救急・救助活動</td><td>消防署（出張所） <u>本部機動部隊</u> 消防学校</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">災害医療活動拠点</td><td><u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u> 管路センター</td><td>応急給水・復旧活動</td><td></td></tr><tr><td>災害拠点病院</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害拠点精神科病院</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>災害協力病院</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	防 災 拠 点	拠点施設	役割等	備考	防災活動中核拠点	(略)	(略)	(略)	地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。		(略)	(略)	(略)	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） <u>本部機動部隊</u> 消防学校	(略)	(略)	(略)	災害医療活動拠点	<u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u> 管路センター	応急給水・復旧活動		災害拠点病院	(略)	(略)	災害拠点精神科病院	(略)	(略)		災害協力病院	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
防 災 拠 点	拠点施設	役割等	備考																																																																						
防災活動中核拠点	(略)	(略)	(略)																																																																						
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。																																																																							
	(略)	(略)	(略)																																																																						
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） <u>特別消防隊</u> 消防学校																																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																																						
	<u>水道営業所（追加）</u> 管路センター	応急給水・復旧活動																																																																							
	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立大学医学部附属 東部医療センター （略）																																																																						
災害医療活動拠点	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院（県指定）	愛知県精神医療センター																																																																						
	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	東海病院 （略）																																																																						
防 災 拠 点	拠点施設	役割等	備考																																																																						
防災活動中核拠点	(略)	(略)	(略)																																																																						
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。																																																																							
	(略)	(略)	(略)																																																																						
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） <u>本部機動部隊</u> 消防学校																																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																																						
災害医療活動拠点	<u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u> 管路センター	応急給水・復旧活動																																																																							
	災害拠点病院	(略)	(略)																																																																						
	災害拠点精神科病院	(略)	(略)																																																																						
	災害協力病院	(略)	(略)																																																																						

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<table> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<table> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)																	
	(略)	(略)	(略)																	
	(略)	(略)	(略)																	
	(略)	(略)	(略)																	
		2 防災拠点の体系図	2 防災拠点の体系図																	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																										
		第 2 防災拠点施設の整備 <table><tr><td>消 防 署</td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td>環境事業所</td></tr><tr><td>土木事務所</td></tr><tr><td><u>水 道 営 業 所</u> <u>(追加)</u> 管路センター</td></tr></table>	消 防 署	(略)	環境事業所	土木事務所	<u>水 道 営 業 所</u> <u>(追加)</u> 管路センター	第 2 防災拠点施設の整備 <table><tr><td>消 防 署</td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td>環境事業所</td></tr><tr><td>土木事務所</td></tr><tr><td><u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u>管路センター</td></tr></table>	消 防 署	(略)	環境事業所	土木事務所	<u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u> 管路センター	組織改正に伴う修正																																
消 防 署	(略)																																													
環境事業所																																														
土木事務所																																														
<u>水 道 営 業 所</u> <u>(追加)</u> 管路センター																																														
消 防 署	(略)																																													
環境事業所																																														
土木事務所																																														
<u>上下水道局営業センター</u> <u>上下水道局</u> 管路センター																																														
		第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 平成 7 年度から令和 <u>4</u> 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設 <u>1,537</u> 棟を耐震診断 <u>企業局等</u> 施設：対象施設のうち 217 棟を耐震診断 また平成 7 年度から令和 <u>4</u> 年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設： <u>903</u> 棟 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震対策済</th></tr><tr><th>診断棟数</th><th>評価Ⅰ</th><th>評価Ⅱ－1</th><th>評価Ⅱ－2</th><th>評価Ⅱ計</th></tr><tr><td>防</td><td>防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	区分		耐震診断					耐震対策済	診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計	防	防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2	第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 平成 7 年度から令和 <u>6</u> 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設 <u>1,541</u> 棟を耐震診断 <u>上下水道局、交通局</u> 施設：対象施設のうち 217 棟を耐震診断 また平成 7 年度から令和 <u>6</u> 年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設： <u>907</u> 棟 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震対策済</th></tr><tr><th>診断棟数</th><th>評価Ⅰ</th><th>評価Ⅱ－1</th><th>評価Ⅱ－2</th><th>評価Ⅱ計</th></tr><tr><td>防</td><td>防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	区分		耐震診断					耐震対策済	診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計	防	防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2	時点修正
区分		耐震診断					耐震対策済																																							
		診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計																																								
防	防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2																																							
区分		耐震診断					耐震対策済																																							
		診断棟数	評価Ⅰ	評価Ⅱ－1	評価Ⅱ－2	評価Ⅱ計																																								
防	防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2																																							

共通編

連番	頁	修 正 前									修 正 後									備 考	
		災 拠 点 施 設	地域 防災 活動 拠点	営繕 施設	73	49	19	5	24	23	災 拠 点 施 設	地域 防災 活動 拠点	営繕 施設	71	47	19	5	24	24		
				企業局 施設	14	8	5	1	6	11			上下 水道局、 交通局 施設	1	1	0	0	0	0		
				計	87	57	24	6	30	34			計	72	48	19	5	24	24		
			災害 医療 活動 拠点	企業局 施設	12	3	4	5	9	9	災害 医療 活動 拠点	(削 除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
				市立 大学 (追加) 病院 (追加)	3	0	1	2	3	3		市立 大学 医学部 附属 病院群	1	0	1	0	1	1			
				計	15	3	5	7	12	12		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
			指定 避難 所	営繕・ 学 校 施設	1,086	356	533	197	730	730	指定 避難 所	営繕・ 学校 施設	1,085	356	533	196	729	729			
				企業局 施設	4	0	4	0	4	4		上下 水道局、 交通局 施設	4	0	3	1	4	4			
				計	1,090	356	537	197	734	734		計	1,089	356	536	197	733	733			
				福祉避難所		16	9	7	0	7	7	福祉避難所		15	9	6	0	6	6		
			計		1,210	425	573	212	785	789	計		1,179	413	561	204	766	766			
		防災拠点	営繕・	222	144	60	18	78	70	防災拠点	営繕・	213	131	59	23	82	72				

共通編

連番	頁	修 正 前								修 正 後								備 考		
		以外の施設		学 校 施設							以外の施設		学 校 施設							表記の整理
	企業局 施設			<u>189</u>	<u>95</u>	<u>57</u>	37	<u>94</u>	<u>92</u>	企業局 施設			<u>183</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	37	<u>98</u>	<u>98</u>		
	計			<u>411</u>	<u>239</u>	<u>117</u>	<u>55</u>	<u>172</u>	<u>162</u>	計			<u>396</u>	<u>216</u>	<u>120</u>	<u>60</u>	<u>180</u>	<u>170</u>		
	合 計		<u>1,621</u>	<u>664</u>	<u>690</u>	<u>267</u>	<u>957</u>	<u>951</u>	合 計		<u>1,575</u>	<u>629</u>	<u>681</u>	<u>264</u>	<u>946</u>	<u>936</u>				
	第 3 防災拠点施設用のうち耐震化の必要な施設																			
	第 2 章第 6 節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。 <u>(追加)</u>																			
	<u>令和 5 年 4 月 1 日現在</u>																			
	区分	施設			<u>耐震診断結果から 耐震化整備が必要 なもの</u>					区分	施設			<u>(削除)</u>						
	防災活動 中核拠点	市庁舎			<u>二</u>					防災活動 中核拠点	市庁舎			<u>(削除)</u>						
	地域防災 活動拠点	区役所（支所）・保健センター			<u>二</u>					地域防災 活動拠点	区役所（支所）・保健センター			<u>(削除)</u>						
		消防署（出張所）・消防学 校			<u>二</u>						消防署（出張所）・消防学 校			<u>(削除)</u>						
		環境事業所			<u>二</u>						環境事業所			<u>(削除)</u>						
		土木事務所			<u>二</u>						土木事務所			<u>(削除)</u>						
		<u>水道営業所・管路センター</u>			<u>二</u>						<u>水道営業センター・管路センター</u>			<u>(削除)</u>						
	災害医療 活動拠点	<u>市立病院</u>			<u>二</u>					災害医療 活動拠点	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>						
		<u>市大病院</u>			<u>二</u>						<u>市立大学医学部付属病院群</u>			<u>(削除)</u>						
	指定避難所	小・中・高校			<u>二</u>					指定避難所	小・中・高校			<u>(削除)</u>						
		その他の施設			<u>二</u>						その他の施設			<u>(削除)</u>						

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(注) 施設は棟毎で耐震診断を行っており、耐震化整備の必要な棟がある場合、施設名を記載している。</u> <u>(注) 指定避難所の施設は、指定避難所として指定されている棟が耐震化整備の必要がある場合、施設名を記載している。</u>	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	
		第 9 節 防災情報網の整備 第 1 情報・通信機器の整備 1～2 (略) <u>3 市町村防災支援システム</u> <u>クラウド基板上に構築され、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（住民避難状況等）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、情報を地図上に表示する機能（GIS 機能）を有し、効率の良い情報処理を行うもの。</u> <u>4 水防情報システム</u> (略) <u>5 雨水排水情報システム</u> (略) <u>6 画像伝送システム</u> (略) <u>7 なごや減災プロジェクト</u> (略) <u>8 愛知県防災情報システム</u> (略) <u>9 マルチメディアの活用</u> (略)	第 9 節 防災情報網の整備 第 1 情報・通信機器の整備 1～2 (略) <u>(削除)</u> <u>3 水防情報システム</u> (略) <u>4 雨水排水情報システム</u> (略) <u>5 画像伝送システム</u> (略) <u>6 なごや減災プロジェクト</u> (略) <u>7 愛知県防災情報システム</u> (略) <u>8 マルチメディアの活用</u> (略)	システム変更に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第2～第4 (略) 名古屋市防災情報通信網概念図	第2～第4 (略) 名古屋市防災情報通信網概念図	
		第10節 救護・救援体制の整備	第10節 救護・救援体制の整備	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第 1 (略) 第 2 消防体制の整備 1 消防隊等の整備 (1)～(5) (略) (6) 迅速な人命救助活動を行うため、 <u>特別消防隊</u> 及び 16 消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。	第 1 (略) 第 2 消防体制の整備 1 消防隊等の整備 (1)～(5) (略) (6) 迅速な人命救助活動を行うため、 <u>本部機動部隊</u> 及び 16 消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。	組織改正に伴う修正
		第 11 節 避難体制の整備 第 1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保 1 (略) 2 指定避難所 (1) 指定基準 ア～エ (略) オ <u>(追加)</u> 耐火構造であること (2) (略) (3) 施設内のスペース ア 避難スペース (ア) (略) (イ) 1 人当たりの避難スペースは、緊急対応初期の段階における就寝可能な面積 (1 人当たり 2 m ²) を目安とするが、避難者数や避難生活の状況等に応じて <u>必要な規模の避難</u> スペース <u>(追加)</u> 確保 <u>に努め</u> るなど柔軟に対応する。 <u>(追加)</u>	第 11 節 避難体制の整備 第 1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保 1 (略) 2 指定避難所 (1) 指定基準 ア～エ (略) オ <u>原則として、</u> 耐火構造であること (2) (略) (3) 施設内のスペース ア 避難スペース (ア) (略) (イ) 1 人当たりの避難スペースは、緊急対応初期の段階における就寝可能な面積 (1 人当たり 2 m ²) を目安とするが、避難者数や避難生活の状況等に応じて <u>可能な限り発災直後からスフィア基準※に沿った 1 人当たり最低 3.5 m²の居住スペースを確保する</u> など柔軟に対応する。 <u>※「避難所の質の向上」を考えるときの指標となる国際基準</u>	表記の整理 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (内閣府)」等の改定に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		<1人当たりの必要占有面積> <table><tr><td><u>1 m²/1人</u></td><td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td></tr><tr><td><u>2 m²/1人</u></td><td><u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u></td></tr><tr><td><u>3 m²/1人</u></td><td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td></tr></table> イ 目的別スペース 運営管理室や感染症患者スペース <u>(追加)</u>、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。 なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 ウ (略) <u>(追加)</u>	<u>1 m²/1人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2 m²/1人</u>	<u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m²/1人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<1人当たりの必要占有面積> <table><tr><td><u>3.5 m²/人</u></td><td><u>スフィア基準に沿った居住スペース</u></td></tr><tr><td><u>2 m²/人</u></td><td><u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u></td></tr><tr><td><u>1 m²/人</u></td><td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td></tr></table> イ 目的別スペース 運営管理室、感染症患者スペース、男女別のトイレ・物干し場・更衣室等、女性の視点に配慮したスペース（授乳室等）、キッズスペース（子ども遊び場）、炊事スペース、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。 なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 ウ (略) <u>エ 施設レイアウト等の作成</u> <u>施設内の避難スペース及び目的別スペースについては、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ利用方法を決め、避難所内の空間配置図、レイアウト図等を作成するよう努める。</u>	<u>3.5 m²/人</u>	<u>スフィア基準に沿った居住スペース</u>	<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u>	<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	
<u>1 m²/1人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>															
<u>2 m²/1人</u>	<u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u>															
<u>3 m²/1人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>															
<u>3.5 m²/人</u>	<u>スフィア基準に沿った居住スペース</u>															
<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積</u>															
<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>															
		第12節 要配慮者対策 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる要配慮者を災害から守り、また、	第12節 要配慮者支援 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる要配慮者を災害から守り、また、	表記の整理												

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		被災を軽減するために、要配慮者の避難・誘導<u>対策</u>を推進するとともに、要配慮者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。 第1 避難・誘導<u>対策</u> 1～2 (略) 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア～イ (略) ウ 介護保険サービス対象者 (要支援、要介護の認定を受けている者及び<u>介護予防・生活支援サービス事業対象者</u>) エ～キ (略) <u>(追加)</u> <u>ク</u> ア～<u>キ</u>以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者 (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 健康福祉局 <u>(追加)</u> が保有する各施策の受給者情報を活用し名簿を作成する。 4 (略) 5 避難行動要支援者に係る個別避難計画 (1) 個別避難計画の作成 (略) ア 記載内容 (ア) (略) (イ) 避難支援等実施者に関する事項	被災を軽減するために、要配慮者の避難・誘導<u>支援</u>を推進するとともに、要配慮者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。 第1 避難・誘導<u>支援</u> 1～2 (略) 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア～イ (略) ウ 介護保険サービス対象者 (要支援、要介護の認定を受けている者及び<u>サービス・活動事業対象者</u>) エ～キ (略) <u>ク</u> <u>小児慢性特定疾病児童等(小児慢性特定疾病医療受給者証所持者)</u> <u>ケ</u> ア～<u>ク</u>以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者 (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 健康福祉局<u>及び子ども青少年局</u>が保有する各施策の受給者情報を活用し名簿を作成する。 4 (略) 5 避難行動要支援者に係る個別避難計画 (1) 個別避難計画の作成 (略) ア 記載内容 (ア) (略) (イ) 避難支援等実施者に関する事項	避難行動要支援者名簿対象者の追加に伴う修正 表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		氏名又は名称・住所又は居所・電話番号 <u>(追加)</u> その他の連絡先 6 外国人等に対する <u>対策</u> (1) 多言語及びルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布する <u>とともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い</u>、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。	氏名又は名称・住所又は居所・電話番号、<u>電子メールアドレス</u> その他の連絡先 6 外国人等に対する <u>支援</u> (1) 多言語及びルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布する <u>など</u>、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。	表記の整理
		第 17 節 火災予防計画 第 1 火災予防計画 1～4 (略) 5 火災予防査察の実施 (1) (略) (2) <u>小隊査察</u> <u>特建調査（後述する「第 2 大規模火災対策、1 事前計画の設定、(1) 警防計画に定める建築物等の調査」）に併せて行う</u>査察で、防火管理 <u>(追加)</u> に係る事項について実施する。 第 2 (略) (資料) ・ <u>特別</u>防火対象物等 (附属資料編 計画資料 18)	第 17 節 火災予防計画 第 1 火災予防計画 1～4 (略) 5 火災予防査察の実施 (1) (略) (2) <u>警防査察</u> <u>主に消防隊が実施する</u>査察で、防火管理<u>状況、避難管理状況及び消防用設備等設置状況</u>に係る事項について実施する。 第 2 (略) (資料) ・ <u>(削除)</u>防火対象物等 (附属資料編 計画資料 18)	表記の整理
		第 22 節 鉄道災害予防計画 第 1 (略) 第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】 1～2 (略)	第 22 節 鉄道災害予防計画 第 1 (略) 第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】 1～2 (略)	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		3 職員教育及び訓練 各種設備について、随時職員教育を行う。また、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達並びに乗客誘導及び案内等について、<u>訓練を行うとともに、車両の脱線復旧訓練</u>及び非常発電機運転訓練<u>(追加)</u>を実施する。	3 職員教育及び訓練 各種設備について、随時職員教育を行う。また、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達並びに乗客誘導及び案内等について、<u>地下鉄事故復旧総合訓練</u>及び非常発電機運転訓練<u>等</u>を実施する。	表記の整理